

援助費目及び援助額一覧表

援助費目

認定区分		援助費目
要保護		修学旅行費
準要保護	準要保護①	新入学児童生徒通学用品費・通学用品費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費
	準要保護②	学校給食費（小学生のみ）

援 助 額

〔表は4月認定による年額〕（6月以降に申請・認定された方は費目や金額が異なります）
 [単位：円]

援助費目 支給区分		新入学 児童生徒 学用品費費	通学用品費	学用品費	校外活動費	修学旅行費	学校給食費 (上限額)	年間 支給見込額 (給食費除く)
支給期 第Ⅰ期：10月末 第Ⅱ期：3月末		第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅱ期	※下記4 参照	
町立 小学校	1年生	19,900	2,170	11,100	1,510		56,100	32,510
	2～5 年生							14,780
	6年生					10,000		24,780
町立 中学校	1年生	22,900	2,170	21,700	2,180		63,800	46,780
	2年生					60,000		86,050
	3年生							26,050

（区域外就学の場合、援助費目が異なりますので、教育委員会にご確認ください）

お知らせ

- 当初申請期間(4月～5月)に申請された場合は「4月1日認定」となり、上記の年額を支給します。
 - 追加申請期間(6月～12月)に申請された場合は随時(申請のあった月)の認定となり、新入学児童生徒通学用品費は支給対象外、通学用品費、学用品費及び学校給食費は月割り計算された額が支給されます。
 - 校外活動費、修学旅行費及び学校給食費は、上記の金額を上限額として、実費分を支給します。
 - 学校給食費は、申請時の委任状に基づき、給食費担当に直接支払処理を行いますので、認定後の納付は必要ありません。
また、中学生は給食費の無償化のため、保護者への支給はありません。
(小学生については、認定までの間に納付書で納付された分又は口座振替の分は、後日支給期に口座へ返金します)
- ※ 就学援助認定区分の準要保護②につきましては、小学生のみの対象となります。

その他認定や支給内容等の詳細については、学校又は教育委員会までお問い合わせください。
 西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039